

## 議事運営規定

(総則)

第1条 社団法人茨城県理学療法士会総会の議事運営は、定款、細則及び、この規定に定めるところとする。

(議事運営委員会)

第2条 議事運営委員会は総会を円滑かつ公平に運営するために設置する。

2 議事運営委員会は、理事1名、正会員2名、事務局員1名の4名で構成する。

3 委員は理事会で推薦し、総会の承認を得る。

4 委員長は理事を除く、委員の中から互選する。

5 議事運営委員会は、議事日程、時間配分、表決方法、動議の取り扱いを検討し議長を補佐する。

6 議事運営委員会は、総会中の入退者の管理をする。

(進行)

第3条 議長選出までの進行は事務局長が当たる。

2 議長解任後の進行は事務局長が当たる。

(議長選出)

第4条 議長は正議長、副議長の2名とする。

2 選出方法は、総会で正会員中から立候補を募り、承認を得る。

3 立候補がない場合は理事会で推薦し承認を得る。

(議長の責務)

第5条 議長は、議事の整理や議場の秩序を維持する。

2 議長は、指示に従わない者の発言停止、議場退席をさせることができる。

3 議長は、総会の承認を得て、議事記録のため、書記2名、議事録署名人2名を任命する。

4 議長は、議事の前に議事運営委員を紹介する。

5 討議の質疑は反対者、賛成者を交互に発言させる。

6 議長は、議事終了後、書記を解任する。

(定足数)

第6条 事務局長は定足数を報告確認後、総会成立を宣言する。

2 委任状を提出した者は出席したものとみなす。

(委任状)

第7条 委任状は以下のものとする。

2 白紙委任 総会に委任するもので採決には関与できない。

3 委任状は締切日迄に議事運営委員会に提出する。

(議題)

第8条 総会の開催通知及び議題は開催日の10日前迄に配布する。

2 総会開催日が決定したら議事運営委員会を開催する。

(動議)

第9条 動議の種類は次の通りとする。

①修正動議 議題の修正や猶予などを提案する。

②緊急動議 総会の運営に関する提案をする。

2 動議提案には、総会出席者の2名以上の賛同を要する。

(討議)

第10条 発言者は議長の許可を得なければならない。

2 発言者は発言に先立ち所属、氏名を述べなければならない。

(採決)

第11条 採決をおこなうときは、議長は、その議題の内容、採決方法を明確に告げ採決する。

2 採決の順序は、原案から最も遠い修正案から先に採決し、修正案が、すべて否決された

ら原案の採決をする。

3 採決は次の方法のいずれかとする。

①拍手

②挙手

4 採決する場合、出席者数を確認する。

5 議長は、採決の結果を宣言する。

(規定の変更)

第12条 この規定は理事会の議決がなければ変更出来ない。

付則

この規定は平成11年4月1日より施行する。